

令和4年度 鶴岡市住宅改修・福祉用具選定等に係る
リハビリテーション等専門職同行訪問による相談支援事業（フロー図）（案）

①リハビリテーション等専門職同行訪問による相談支援をケアマネジメント担当者が希望



②同行訪問による相談支援の希望日時の**1週間前まで**、下記書類を長寿介護課に提出する。

- ・相談支援申込書（様式1）
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・住宅改修計画案

回収する個所の現場写真に、住宅改修計画を記載したもの。

住宅見取り図に、本人が移動する経路を記載したもの。



【申請】

鶴岡市長寿介護課



【調整】

③依頼に基づき、協力可能な専門職と訪問日時を調整し、
居宅介護支援専門員に連絡
協力可能な専門職へ依頼文書を送付。

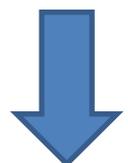
居宅介護支援専門員



【連絡】

④住宅改修等申請者に訪問日時を連絡

居宅介護支援専門員・リハビリテーション等専門職・介護保険適正推進員



【訪問】

⑤住宅改修等申請者宅訪問

居宅介護支援専門員・リハビリテーション等専門職

【報告】

⑥実施報告書（様式2）提出（1週間以内）